

医療費の自己負担が高額になったとき

同じ月内の医療費の自己負担が下表の自己負担限度額を超えたとき、申請して認められると超えた分が高額療養費としてあとから払い戻されます。

なお、自己負担の限度額は年齢や区分によって異なります。

70歳未満の人の自己負担限度額

区分	限度額	過去12ヶ月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額
上位所得者※	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※「上位所得者」＝国民健康保険加入者の所得合計が600万円を超える世帯

70歳～74歳の方の自己負担限度額

区分	外来(個人単位)	入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
一般	12,000円	44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I		15,000円

自己負担額の計算のしかた

- 月ごと(1日～末日まで)の受診について計算
- 入院時の食事代や保険診療外の差額ベッド代などは支給の対象外
- 同じ医療機関ごとの計算
- 70歳～74歳の方の外来は全ての医療機関を合算
- 同じ医療機関でも歯科は別計算
- 同じ医療機関でも入院と外来は別計算

高額療養費の申請方法

国保では、高額療養費の支給対象となった方に、「高額療養費支給申請のご案内」を診療月から約3ヶ月後を目途に送付します。ご案内が届きましたら、医療機関の領収書を添えて保険課窓口申請してください。

窓口での自己負担を限度額までに抑えることができます

事前に「限度額適用認定証」の交付を国保に申請し、認定証を医療機関に提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

※70歳以上の方は住民税非課税世帯のみに限度額適用認定証が交付されます。

▶問い合わせ先＝保険課 国保係 ☎(56)9134

☎(56)9132

▼問い合わせ先
健康課 母子健康係

▼お問い合わせ先
健康課 母子健康係

▼お問い合わせ先
健康課 母子健康係

▼お問い合わせ先
健康課 母子健康係

▼お問い合わせ先
健康課 母子健康係

▼お問い合わせ先
健康課 母子健康係

▼お問い合わせ先
健康課 母子健康係

▼お問い合わせ先
健康課 母子健康係

▼お問い合わせ先
健康課 母子健康係

▼お問い合わせ先
健康課 母子健康係

▼お問い合わせ先
健康課 母子健康係

▼お問い合わせ先
健康課 母子健康係

▼お問い合わせ先
健康課 母子健康係

▼お問い合わせ先
健康課 母子健康係

保健福祉業務
嘱託員募集

国民年金

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。

また、若年層(20歳代)の方を対象として保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の方を対象とした「学生納付特例制度」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内(例えば、平成25年4月分は平成35年4月末まで)であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

◎平成25年度中に追納する場合の額(月額)

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成15年度分	14,860円	—	7,430円	—
平成16年度分	14,640円	—	7,320円	—
平成17年度分	14,690円	—	7,350円	—
平成18年度分	14,750円	11,050円	7,370円	3,680円
平成19年度分	14,780円	11,080円	7,390円	3,690円
平成20年度分	14,890円	11,170円	7,440円	3,720円
平成21年度分	14,970円	11,220円	7,480円	3,740円
平成22年度分	15,240円	11,420円	7,620円	3,800円
平成23年度分	15,020円	11,260円	7,510円	3,750円
平成24年度分	14,980円	11,230円	7,490円	3,740円

※平成23・24年度にはまだ加算が付いていません。 ※原則、古い期間から納付していただきます。

▶問い合わせ先＝●宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4222

●保険課 高齢者年金係 ☎(56)9129

在宅介護支援センターによる介護予防教室(11月～12月)のご案内

今日の元気を明日の元気に!!おおむね65歳以上の方を対象に介護予防教室を実施します。みんなで楽しく活動しましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

日にち	時 間	内 容	場 所	申し込み先
11月21日(木)	午前10時～12時	健康教室「認知症予防について」	天神町公民館	トータスホーム ☎(52)2220
11月21日(木)		男だけの音楽教室	本北コミセン	友愛苑 ☎(56)8885
11月28日(木)		お菓子作り	上三川 いきいきプラザ	ふじやまの里 ☎(55)0962
12月 6日(金)	午前9時30分～ 12時30分	エプロン教室 栄養士による講話と調理実習 費用:100円	中央公民館	ふじやまの里 ☎(55)0962

▶問い合わせ先＝健康課 成人健康係 ☎(56)9133